

高松市 避難支援者保険のご案内

高松市では、個別避難計画における避難支援者となっている皆さまが、災害時に安心して活動できるよう、市が避難支援者を対象とした保険に令和6年7月1日から加入しております。

制度の内容

避難支援中に発生した損害賠償責任とケガを補償する制度

【損害賠償責任の事故】

他人にケガを負わせてしまったり、ものを壊してしまったことにより発生する法律上の損害賠償責任

【ケガの事故】

急激かつ偶然な外来の事故により発生した避難支援者自身のケガ

対象となる活動



自治体が避難情報を発令し、避難所を開設している災害が発生している又は災害発生のおそれがある状況で、以下の避難支援活動に従事していること

- | | |
|--------------|--------------------|
| ① 避難支援・避難誘導 | ④ 情報の収集・伝達 |
| ② 安否確認 | ⑤ ①～④以外の避難支援に類する活動 |
| ③ 要配慮者の救出・救護 | |

補償の対象とならない場合



【避難支援者のケガの補償】

- ・故意又は重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
- ・脳疾患、疾病又は心神喪失
- ・無資格運転、酒気帯運転など、正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・頸部症候群、腰痛等で医学的他覚初見のないもの
- ・妊娠、出産、早産又は流産
- ・戦争、外国の武力行使、武装反乱、その他これらに類似の事変又は暴動
- ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ・単独で避難している際の事故等
- ・民生委員、消防団として活動している際の事故等
- ・地震、噴火、津波に起因する損害

【賠償責任の補償】

- ・故意
- ・地震、噴火又は津波による損害
- ・核燃料物質の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・心神喪失に起因する事故
- ・被保険者の、又は被保険者の指示による暴行又は殴打による事故
- ・航空機、自動車又は銃器の所有、使用又は管理に起因する事故
- ・被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故

※保険での対象になるかどうかの判断は、保険会社が判断をおこないます。

補償の内容

| | 補償金の種類 | 補償金額 | |
|---------|---------|---------------|-----|
| ケガの補償 | 死亡補償金 | 500万円 | |
| | 後遺障害補償金 | 500万円 (最大) | |
| | 入院補償金 | 日額5,000円 | |
| | 通院補償金 | 日額3,000円 | |
| 賠償責任の補償 | 補償金額 | 1事故・期間中限度 | 3億円 |

事故が発生した場合の手続き

1 事故の記録



万が一、事故が発生した場合、後で事故を証明できるよう、事故発生の日時、場所、状況等、賠償事故の場合は、現場の写真など事故の内容を記録してください。

2 事故の通報（市へ連絡 TEL：087-839-2372）



事故発生後、速やかに、高松市 地域共生社会推進課まで電話等でご連絡ください。

3 「事故報告書」の提出



- ・「事故報告書」（HP掲載の様式）を市へご提出ください。
- ・治療先の領収書、賠償事故の場合は、写真などもあわせてご提出ください。
- ・市から保険会社へ報告し、保険で対象となるかどうかを審査します。

4 保険金請求書の提出

- ・保険で対象となる場合、保険会社から被保険者の方へ保険金請求書をお送りしますので、所定の項目を記載のうえ、保険会社へ返送してください。
- ・ご指定の口座に保険金が支払われます。



- ・賠償事故の場合、相手方との示談交渉はおこないません。
- ・被保険者ご本人におこなっていただく必要があります。
- ・最終的な有無責任判断は、保険会社にておこないます。



お問い合わせ先

高松市 地域共生社会推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2372 FAX：087-839-2375